

RPS法の評価検討について

(新エネルギー部会における指摘)

総合資源エネルギー調査会第13回新エネルギー部会(平成17年10月20日)の議論におけるRPS法の制度運用に関する主な指摘は以下のとおり。

1. 義務量

地球温暖化のみならず、石油価格の高騰や循環型地域作りの視点からも義務量を増やしていく方向が必要。

今後の地球温暖化対策を考えていく上で、再生可能エネルギーの普及拡大を急速に進める必要がある。このため、RPS法上において長期導入目標を設定するとともに、2010年度までの目標を大幅に引き上げるべき。

新エネルギーの新市場が大きく成立しているとは思えない。適切な目標の設定ということで見直しが行われるべき。

義務量を上げた場合、どれくらいコストが上がるのか把握すべき。

RPS法は、消費者を対象としていないため、RPS法の義務量を上げて、消費者の理解増進とは無縁の制度。このため、急激に義務量を増加させても、立地に理解が得られず新エネルギー推進が阻害されるおそれがある。

2010年の目標量は最大限の努力があっても厳しい。ここ数年はRPS法施行前に計画していた新エネ設備が完成したことも寄与し、義務量を達成してきているが、今後義務量が増えるとともに、風力の立地地点やバイオマスの資源調達等諸条件が厳しくなっていくため、実態に即して過度に負担が偏らないよう評価を行うべき。全体では、義務量超過達成しているが、電気事業者すべてが余裕があると判断すべきでない。

RPS法という計画経済的な手法で一部の事業者にのみ負担を強いるのはよくないので、さらに義務量を上げるべきではない。

2. 取引価格

火力発電の燃料費削減相当分といわれる新エネルギーによる電気の価格である3円/kWhの妥当性を議論すべき。

RPS法の長所として市場機能を通じてコスト削減のインセンティブを働かせて、社会全体として導入コストの低減が図れる制度ということがある。この観点から、実際に、発電事業者、供給側の技術開発などによるコスト削減が進んでいるのか評価すべき。

二酸化炭素削減対策として他の対策と比べて費用対効果等の面から適正な価格水準になっているのか評価が必要。

RPS法はかなり強力な新エネ普及制度として機能している。また、コスト削減にもインセンティブが働いている。このため、RPS法の義務量をきつくしすぎると、グリーン電力、クリーンエネルギーの地産地消といったニュービジネスに水を差しかねない。

3．義務対象エネルギー

各新エネルギー電源の特徴を踏まえ、義務量を電源ごとにすることも検討すべきではないか。

複数の新エネを組み合わせると出力が安定した新エネルギーはRPS法上優遇されるような仕組みが必要ではないか。

4．目標期間

新エネルギーの事業リスクを軽減させるため、目標設定期間を15年ぐらいに延ばすべき。

5．罰則

罰金を従量制の課徴金にすべきではないか。そうすれば、遵守のインセンティブも強くなるのではないか。

6．バンキング

多くの電気事業者がバンキングを行っている背景、理由等実態を把握する必要がある。

バンキング量は、2008年から急激に導入義務量が増加するので、それに備えて各義務者が一生懸命貯金に励んでいるということではないか。

7．その他

新規参入事業者は電力会社よりも規模や体力で劣り厳しい状況にある。このため、新規参入事業者の経済的負担を緩和する何らかの措置などを検討して欲しい。

化学工業、鉄鋼業等製造業においては、生産プロセスで付随する熱、ガス等の未利用エネルギーを活用して、自己の電気や熱をまかなう等の努力を最大限行っており、これを評価すべき。

R P S 法の評価検討について

1. 総論

R P S 法の目的（エネルギー政策、地球温暖化対策等様々な政策における位置付け）

R P S 法の下での義務対象者の負担の程度について
新エネルギーの導入普及に際しての長期的な視点での検討

2. 義務量

現在までの達成状況
2010年度の義務量の達成見通し

3. 取引価格

R P S 法の下での新エネルギー電気等の取引価格の現状と評価

4. 義務対象者

エネルギー市場自由化環境下における系統利用事業者、自家発電事業者、熱供給事業者といったエネルギー事業者間の公平性

5. 義務対象エネルギー

環境適合性、経済性、技術の成熟度、導入ポテンシャル等の現状と評価

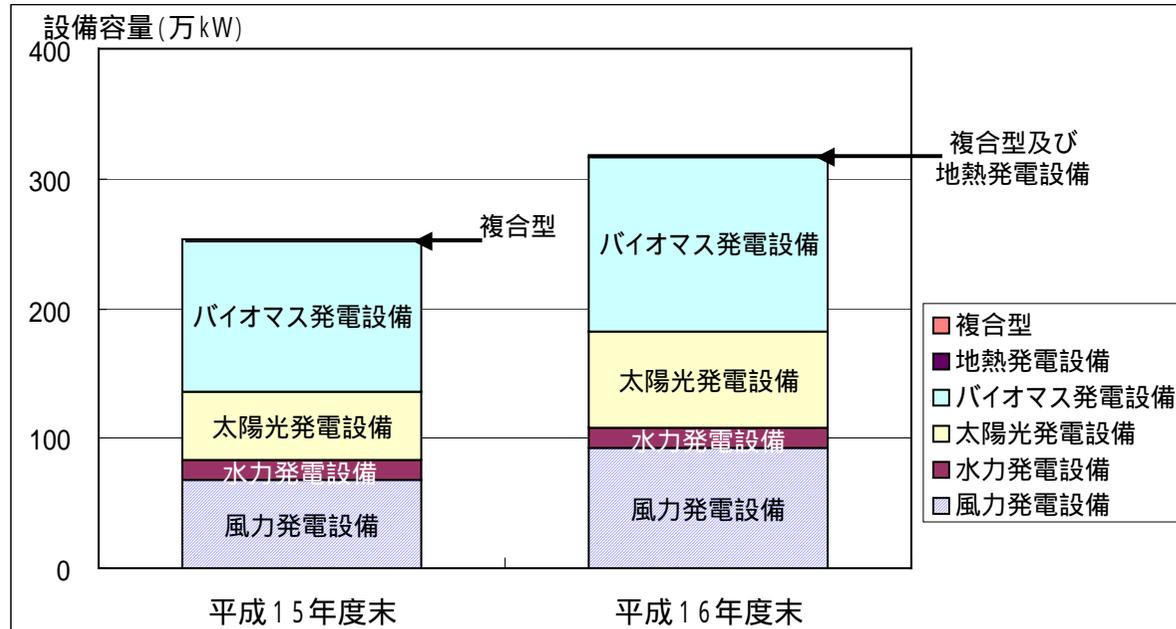
6. その他

グリーン P P S 等の新エネルギーを利用した新たなビジネスと R P S 法の仕組みの在り方

新エネルギーに係る事業リスクと供給力拡大の現状と評価

RPS法の施行状況

1. 新エネルギー等発電設備の設備容量



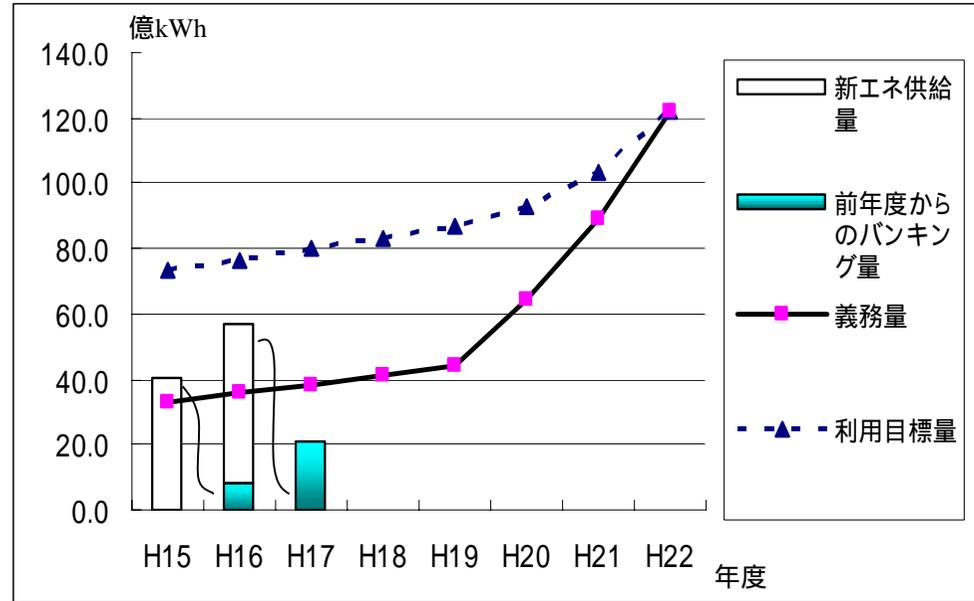
	風力発電	水力発電	太陽光	バイオマス	地熱	複合型	合計値
平成15年度末	約6.7万kW	約1.6万kW	約5.3万kW	約11.6万kW(*)		約0.24万kW	約25.3万kW
平成16年度末	約9.2万kW	約1.6万kW	約7.4万kW	約13.4万kW(*)	約0.2万kW	約0.32万kW	約31.7万kW
増加率	37%	1%	40%	16%(*)		31%	26%

* バイオマス発電設備の出力に投入燃料のバイオマスカロリー比率（平成15年度、16年度実績）を乗じた出力

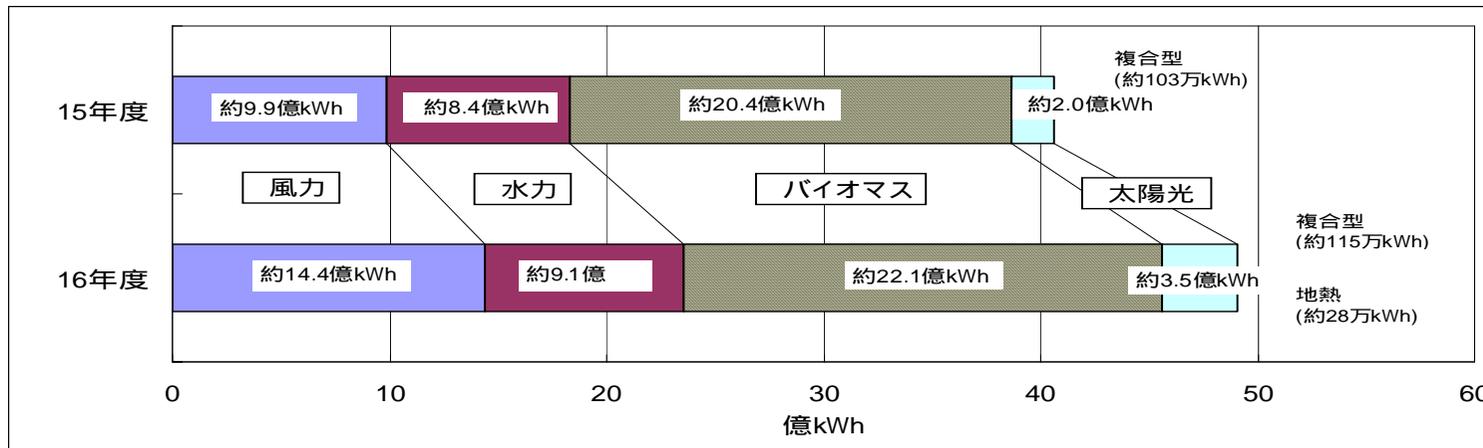
2 . 平成15年度及び16年度の義務履行状況

平成15年度及び16年度においては、すべての電気事業者が義務履行を行った。

- ・平成16年度の義務者の電気事業者は、10電力会社、6特定電気事業者、15特定規模電気事業者の計31社
- ・これらの事業者に課された平成16年度の義務量の総量は約36億kWh (総電気供給量の0.43%)
- ・電気事業者31社のうち17社が次年度にバンキングを行った。(バンキング総量は約21億kWh)



平成15年度及び16年度における新エネルギー等発電設備からの供給総量



計
(15年度)
約40.6億
kWh

(16年度)
約49.1億
kWh

3. 新エネルギー等電気の取引価格

1. 平成16年度に取引された新エネルギー等電気

(単位: 円/kWh)

区分	購入事業者	発電形態	単純平均価格		加重平均価格		最高価格		最低価格		
			H16FY価格	対前年増減価格	H16FY価格	対前年増減価格	H16FY価格	対前年増減価格	H16FY価格	対前年増減価格	
「相当量 + 電気」	電気事業者 (電力会社 特定電気事業者 特定規模電気事業者)	風力	11.9	0.2	11.6	0.2	20.5	5.0	7.0	1.5	
		太陽光(従量電灯)(注1)					23.4	0.0	19.0	1.0	
		(業務用電力)(注1)					13.4	0.0	10.3	0.4	
		水力	9.3	0.9	8.5	0.4	13.7	0.7	4.0	0.5	
		バイオマス	7.3	0.2	7.5	0.3	10.0	3.0	4.0	0.0	
「電気のみ」	電力会社(注2)					4.0	0.8	2.1	0.0		
	電力会社以外			8.4	-	7.8	-	11.3	-	7.3	-
「相当量のみ」	電気事業者			5.4	0.6	4.8	0.4	8.0	3.0	4.0	2.5

2. 平成17年度分として既に価格が決められている新エネルギー等電気

(単位: 円/kWh)

区分	購入事業者	発電形態	最高価格	最低価格
			H17FY価格	H17FY価格
「相当量 + 電気」	電気事業者	水力(注3)	-	-
		風力	11.5	7.0
		バイオマス	11.5	5.0
「電気のみ」	電力会社(注2)		3.8	2.2
「相当量のみ」	電気事業者		7.0	3.5

(注1) 太陽光については、電力会社が販売している電力量料金単価相当で購入(余剰電力購入メニュー)しているため、最高価格及び最低価格のみ記載した。

(注2) 「電気のみ」の電力会社分は各電力会社は季節や時間帯で異なる単価を設定しているため、各社ごとに時間数で加重平均した単価の最高価格と最低価格を記載した。

(注3) 回答数が少ないため非公表とした。